

私立専修学校及び私立各種学校の設置等の認可に関する審査基準

私立専修学校及び私立各種学校（以下「私立専修学校等」という。）の設置及び廃止、課程の設置及び廃止、目的の変更、収容定員に係る学則の変更並びに設置者の変更の認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他関係法令によるほか、次の基準によって審査する。

第1 私立専修学校等の設置認可の審査基準

1 共通事項

(1) 設置者

私立専修学校等の設置者は、原則として学校法人、準学校法人又は営利を目的としない法人とし、その経営を担当する役員は、次の事項に適合していること。

(ア) 私立専修学校等を経営するために必要な知識又は経験を有するとともに社会的信望を有していること。

(イ) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第38条第8項で準用する学校教育法第9条の欠格事由に当てはまらないこと。

(2) 目的

私立専修学校の目的は、学校教育法第124条に定めるもののほか、広く一般に公開して教育を行うものであること。

(3) 名称

ア 設置する分野及び課程にふさわしい名称であること。

イ 学校教育法第1条に掲げる学校と紛らわしい名称を使用していないこと。

ウ 北海道内に設置されている他の私立専修学校等と紛らわしい名称を使用していないこと。

(4) 立地条件

教育上及び保健衛生上適切なものであること。また、安定した経営が維持できる定員の充足について十分な見込みがあること。

(5) 維持経営

ア 私立専修学校等を経営するために必要な経済的基礎を有するものとし、少なくとも、次の事項に適合していること。

(ア) 施設のうち校舎敷地は、原則として、自己所有であり、かつ、負担附のものでないこと。ただし、特別の事情があるときは、借用であっても差し支えないものとするが、この場合、原則として長期間の賃借権又は地上権が設定登記されていること。

(イ) 施設のうち校舎は、原則として自己所有であり、かつ、負担附のものでないこと。

- (ウ) 設備は、原則として自己所有であり、かつ、負担附のものでないこと。
- (エ) 施設及び設備の整備に要する経費の財源は、原則として自己資金又は寄附金を充てるものとし、申請時において収納されていること。
- (オ) 経営に必要な財源は、生徒納付金その他確実な収入を充てるものとし、毎年度収支の均衡が保たれるものであること。
- (カ) 申請時において、開設年度の経常経費に相当する額の自己資金又は寄附金が収納されていること。

イ 経営が営利的であってはならず、少なくとも次の事項に適合していること。

- (ア) 会計処理が適正に行われるものであること。
- (イ) 私立専修学校等の教育以外の事業を行う場合には、経理の区分はもとより、経営の形態についても区分して行うものであること。
- (ウ) 生徒納付金の総額は、年間経常経費のおおむね1.5倍相当額の範囲内であること。

(6) 機能

私立専修学校等の機能は、総合的に見て、その目的を達成することが確実と認められるものであること。

2 私立専修学校

(1) 編制

ア 生徒の総定員は、学校教育法第124条に定めるところによること。ただし、学校法人又は準学校法人が設置する場合にあっては、生徒総定員は80人以上とすること。

イ 設置する分野及び課程ごとの定員は、40人以上であること。

ウ 同時に授業を行う生徒数は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第6条に定めるところによること。

(2) 教職員

ア 教員の数は、専修学校設置基準第39条及び第40条に定めるところによること。

イ 事務職員は、専修学校の規模に応じて1人以上置くことが望ましいこと。

ウ 校長及び教員は、学校教育法第129条に定めるところによること。なお、同条第2項に定める校長の従事期間は、5年以上とすることが望ましいこと。また、同法第133条で準用する同法第9条の欠格事由に当てはまらないこと。

エ 教員の資格は、専修学校設置基準第41条から第43条までの定めるところによること。

オ 教員は、営利を目的としない法人が国又は都道府県単位で行う教員能力認定等の研修を受講していることが望ましいこと。

(3) 施設及び設備

ア 施設については、専修学校設置基準第45条から第48条に定めるところによること。

イ 前項の場合において、講義を主とする教室の1室当たり面積は、同時に授業を行う生徒40人につき、68平方メートルを標準とすることが望ましいこと。

ウ 施設には、教育目的以外の目的のために継続的に使用される施設（財産の寄附者並びにその配偶者及び三親等内の親族が居住その他の用に供しているもの等）が含まれていないこと。

エ 設備は、専修学校設置基準第49条に定めるもののほか、規模に応じ必要な消火、防火及び避難の設備を備えていること。

オ 飲料水は、衛生上無害であると証明されたものであること。

(4) その他

ア 卒業証書の様式が適当であること。

イ 学校保健安全計画が適当であること。

ウ 附帯教育事業（当該専修学校の教員、施設、設備等により、専修学校以外の教育を行うこと。）のうち、恒常的に行うものであるときは、専修学校教育と明確に区分されていること。

エ 備えておく各種の表簿が整備されていること。

3 私立各種学校

(1) 編 制

ア 生徒総定員は、安定した経営が維持できるものとすること。ただし、学校法人又は準学校法人が設置する場合にあっては、生徒総定員は80人以上とすること。

イ 同時に授業を行う生徒数は、各種学校規程第5条に定めるところによること。

(2) 教職員

ア 教員の数は、各種学校規程第8条に定めるところによること。この場合、生徒総定員が121人以上のときは、次の算式により得た数を標準とすることとし、必要な教員の半数以上は、専任であることが望ましいこと。

生徒総定員 - 120

3 + _____

40

イ 校長及び教員は、各種学校規程第7条及び第8条に定めるところによること。

なお、第7条に定める校長の従事期間は、5年以上とすることが望ましいこと。

また、学校教育法第133条準用する同法第9条の欠格事由に当てはまらないこと。

ウ 教員は、営利を目的としない法人が国又は都道府県単位で行う教員能力認定等の研修を受講していることが望ましいこと。

(3) 施設及び設備

ア 施設については、各種学校規程第9条及び第10条に定めるところによること。

イ 施設には、教育目的以外の目的のために継続的に使用される施設（財産の寄附者並びにその配偶者及び三親等内の親族が居住その他の用に供しているもの等）が含まれていないこと。

ウ 設備は、各種学校規程第11条に定めるもののほか、規模に応じ必要な消火、防火及び避難の設備を備えていること。

エ 飲料水は、衛生上無害であると証明されたものであること。

(4) その他

- ア 卒業証書の様式が適當であること。
- イ 附帯教育事業（当該各種学校の教員、施設、設備等により、各種学校以外の教育を行うこと。）のうち、恒常的に行うものであるときは、各種学校教育と明確に区分されていること。
- ウ 各種学校規程第13条により設置認可を受けたことを標示する場合には、「北海道知事認可」とすることができます。
- エ 各種学校に備えておく各種の表簿が整備されていること。

第2 私立専修学校の課程の設置（昭和50年学校教育法改正附則第2条第1項の規定による課程の設置を含む。）及び目的の変更を認可する場合の審査基準

第1の1及び第1の2の規定を準用すること。

第3 私立各種学校の収容定員に係る学則の変更を認可する場合の審査基準

第1の1及び第1の3の規定を準用すること。

第4 私立専修学校等の設置者の変更を認可する場合の審査基準

- 1 設置者変更の前後において、私立専修学校等の同一性を有すること。
- 2 変更後の設置者は、原則として学校法人、準学校法人又は営利を目的としない法人であること。

第5 私立専修学校等の廃止認可及び課程の廃止認可に関する審査基準

- 1 在籍する生徒及び教職員について、適切に措置されていること。
- 2 校地、校舎及び校具教具等の処置が適切であること。
- 3 指導要録等の保管が確実であること。

附 則

- 1 この審査基準は、平成12年3月15日（以下「実施日」という。）から実施し、平成13年4月1日以降の私立専修学校等の設置及び廃止、課程の設置及び廃止、目的の変更、収容定員に係る学則の変更並びに設置者の変更（実施日前に設置等認可計画書が提出されているものを除き、以下「私立専修学校等の設置等」という。）に係る認可の審査から適用し、同日前の私立専修学校等の設置等に係る認可の審査については、なお従前の例による。
- 2 この審査基準の実施の際、現に設置されている私立専修学校等については、この審査基準で定める諸条件の充足に努めるものとする。
- 3 「私立専修学校及び私立各種学校の設置認可等審査内規」（昭和54年5月1日決定）は、廃止する。

附 則

この審査基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成24年9月18日から施行する。